

## 発達障がい者支援の実態調査について

### 1 実態調査の趣旨

「発達障害者支援体制整備事業の実施について」（平成17年7月8日付け障発第0708003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「発達障害者支援体制整備事業実施要綱」（以下「国要綱」という。）の3の（3）に基づき、静岡市内における発達障がい者の実態及びその支援実施状況について調査（以下「実態調査」という。）を実施し、結果から課題を分析することで、今後の支援体制の在り方を検討していく。

（参考）国要綱（抄）

#### 3 事業の内容

##### （3）個別の支援計画作成等の実施状況調査等事業

都道府県は管内市町村に調査員を派遣する等して、市町村における個別の支援計画作成等の実施状況を含めた支援体制整備に関する調査及び調査結果に基づく評価を行い、市町村の意識付けを強化するとともに、都道府県内の支援体制整備の実施を把握するように努めること。

また、調査にあたっては、調査項目や実施方法についてあらかじめ委員会等で検討し、都道府県等内で公平な調査及び評価ができるようにすること。

なお、指定都市においては、独自に調査及び評価を行うこととするが、適切な調査を行うことができるができる機関に委託する等、できるだけ第三者機関による調査及び評価を実施することが望ましい。

### 2 実態調査実施状況

年度	調査内容
平成22年度	実態調査の試行実施年度として、行政窓口、公立保育園、保健センターの各3ヶ所を抽出し、発達障害者の人数の把握や個別支援計画策定状況、担当職員の発達障がいに関する基礎知識等を調査した。
平成23年度	市内公私立幼稚園、保育園全175園に対し、発達障がい児（気になる子）の人数の把握、園における支援の取り組み状況（支援体制の現状）、個別支援計画策定状況等を調査した。

### 3 平成 24 年度実態調査について

#### (1) 調査の対象

「発達障がいがある人」、または、「発達障がいがあると思われる人」が最も利用していると想定される以下の療育等支援機関。

- ① 静岡市中心身障害児福祉センターいこいの家（親子教室）
- ② 静岡市清水うみのこセンター（母子療育訓練）
- ③ 幼児言語教室 4 教室（特別支援教育センター、麻機、南部、清水浜田）

#### ※ 参考（事業内容比較票）

名 称	①静岡市中心身障害児福祉センターいこいの家（親子教室）	②静岡市清水うみのこセンター（母子療育訓練）	③幼児言語教室
事 業 内 容	<p>発達に心配のある子どもを対象に、親子でいろいろな遊びを行い、グループでの交流を通して、家庭での子育て支援及び集団生活参加への準備を行う。</p> <p>【グループ数（H23）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・たんぼぼ（未歩行） 3</li> <li>・ひまわり（言葉の遅れ） 4</li> </ul> <p>【開催数】</p> <p>週 2 回</p>	<p>心身に障がいがある、または障がいやつまづきがあると思われる乳幼児を対象に、療育相談やことばの指導、保護者に対する相談、援助等を行い乳幼児の健全育成を図る。</p> <p>【開催数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ訓練 月 3 回</li> <li>・個別訓練 月 2 回</li> </ul>	<p>幼児の言葉の遅れ（発音の誤り、語彙が少ない、どもり等）や、生活上のつまづきを改善するため、個別の支援やグループにおける支援を行う。</p> <p>【教室数】</p> <p>4（特別支援教育センター・麻機・南部・清水浜田）</p> <p>【指導頻度】</p> <p>概ね二週間に 1 回</p>

#### (2) 調査の目的

平成 23 年度に行った市内公私立幼稚園、保育園の実態調査において、関係機関へ支援を繋げる際に最も利用されている施設は、①静岡市中心身障害児福祉センターいこいの家（児童発達支援センター）、②静岡市清水うみのこセンター（母子療育訓練センター）、③幼児言語教室の 3 つであることがわかった。また、現状では利用を希望する児童数の増加により、機関を利用するまでに時間を要したり、利用できないケースが生じており、新たな療育的支援機関を求める声や、既存機関の支援体制の充実を求める声が多く挙がっている。

今後、発達障がい者の支援体制を整備していく上で重要な基盤となる 3 機関の支援体制の実態、支援状況及び他機関への移行支援状況等を把握し、かつ、当該機関を利用する利用者（保護者）の発達障がいに関する関心の有無及び今後の支援体制整備に関する意見等を収集することで、本市における基盤的機関の支援体制を充実させるための材料とする。

(3) 調査の内容（具体的調査項目は、部会にて検討し決定する）

**対施設**

- ① 「発達障がいがある人」、または、「発達障がいがあると思われる人」の人数把握
- ② 「発達障がいがある人」、または、「発達障がいがあると思われる人」が当該機関の利用に至った経緯
- ③ 「発達障がいがある人」、または、「発達障がいがあると思われる人」のその後の支援の移行先及び移行支援の状況（個別支援計画作成状況含む）
- ④ 「発達障がいがある人」、または、「発達障がいがあると思われる人」に対する支援ノウハウについて
- ⑤ 「発達障がいがある人」、または、「発達障がいがあると思われる人」に対するスタッフの対応状況（人数比率）
- ⑥ スタッフの身分、資格、人数
- ⑦ 通園を断った件数や待機児童の状況

**対利用者（保護者）**

- ① 当該機関を利用するに至った理由、経緯
- ② 「発達障がい」に関する知識、関心等の有無
- ③ 「発達障がい」に関する情報の収集状況、収集場所
- ④ 親子で通っている施設等の情報（子育て支援センター、〇〇親子教室、など）
- ⑤ 今後の支援体制整備に関する意見

(4) 調査実施方法

①対施設

施設へ調査票を郵送またはメール送付し内容を記入してもらい、その後メール、ファックス等で返送、返信をお願いします。

②対利用者

調査実施期間において当該機関を利用した利用者に対しアンケート用紙及び封筒を配布し、次回の利用時に当該機関へ提出してもらおう。その後、市が回収を行う。

(5) 実施スケジュール

- |         |                     |
|---------|---------------------|
| 9月      | 部会にて具体的調査項目の協議を行い決定 |
| 10月～12月 | 調査実施                |
| 12月～1月  | 調査結果集計              |
| 2月      | 第2回委員会で結果を報告        |